

生活習慣病予防健診を受診しない場合は

「定期健康診断結果」をご提供ください

協会けんぽでは、40歳以上の従業員の皆様の健康をサポートするため、定期健康診断結果のご提供をお願いしています。

【ご提供いただきたい方】

40歳以上の協会けんぽに加入している被保険者（お勤めされているご本人）様
かつ
生活習慣病予防健診を受診されない方



生活習慣病予防健診利用者の健診データは、健診機関から協会けんぽに直接提供されるため、生活習慣病予防健診を受診されている方、または受診予定の方は**お手続き不要**です。

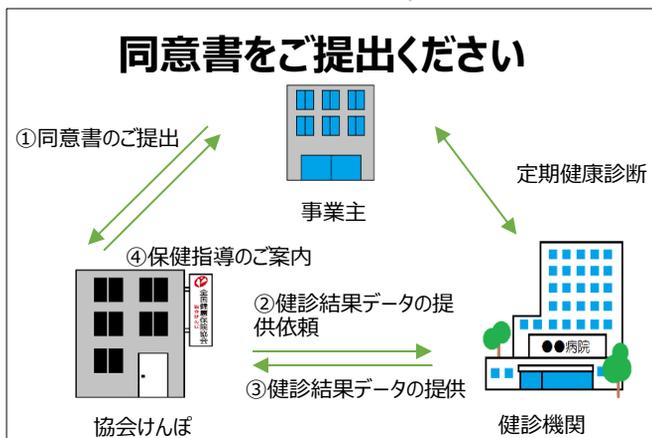
提供方法

生活習慣病予防健診を受診されない方の 定期健康診断は下記の健診機関をご利用ですか？

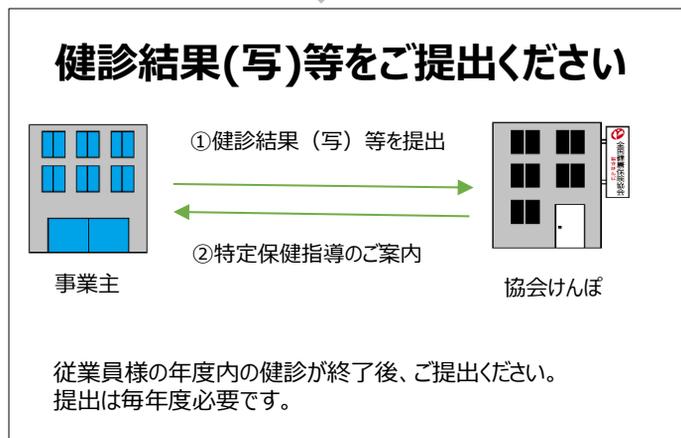
- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">□ 日立メディカルセンター□ 茨城県総合健診協会□ 笠間市立病院□ つだ中央クリニック□ 龍ヶ崎大徳ヘルシークリニック 大徳健診センター□ 水戸中央病院 健診センター百合が丘□ 日本健康倶楽部茨城支部 東部地区健康管理クリニック□ 全日本労働福祉協会茨城県支部□ 青洲会 神立病院 | <ul style="list-style-type: none">□ 茨城県メディカルセンター□ セントラル総合クリニック□ 白十字総合病院□ 牛尾病院□ 古河総合病院 健診センター□ 取手北相馬保健医療センター医師会病院□ ルネサンス 巡回健診クリニック□ 近畿健康管理センター東京事業部□ 誠馨会 新東京病院 保健事業部 |
|--|---|



はい



いいえ



健診結果の提供は法律で義務付けられています

「高齢者の医療の確保に関する法律」に規定されており、提供を求められた場合は提供しなければならないとなっています。そのため、個人情報の観点から事業主様が法的な責任を問われることはありません。

提供するとこんなメリットが

✓ 特定保健指導を無料でご利用いただけます！

保健師・管理栄養士が事業所を訪問して無料の健康相談を行っています。病気が重症化する前に予防し、健康づくりをお手伝いします。

✓ 保険料率の抑制につながります！

協会けんぽでは、H30年度からインセンティブ制度が導入され、皆様の取り組みが健康保険料率に反映されます。健診受診率（健診データ取得率）も評価指標のひとつとなっておりますので、ご協力をお願いします。